

広報

はつらつ 長瀬



ながとろ

Public Relations Nagatoro

6

No.566

第23回長瀬町社会福祉大会が中央公民館で開催され、社会福祉の
充実に寄与された方の表彰や体験発表などが行われました。
毎年恒例の福祉バザーにも大勢の方が来場されていました。
【5月9日】



平成22年6月1日発行

発行・編集／長瀬町役場 〒369-1392 埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035-1
<http://www.town.nagatoro.saitama.jp>

動計画【後期計画】策定

長瀬町次世代育成支援行動計画【後期計画】を策定しましたので、

長瀬町次世代育成支援行動計画がめざすものは？

子どもたちの元気な声が聞こえる地域づくり

「元気な声」とは、子どもたちが元気に遊ぶ姿をイメージし、遊び声が聞こえてくる様子をあらわします。次代を担う子どもたちの健全な成長の様子は、未来への安心となります。

子どもの声が聞こえてくる「地域」とは、子どもをとりまく環境が快適かつ安全で、安心できる状況にあることです。このような地域は、地域社会の住民それぞれの努力によってつくられます。

○基本目標

■児童の「育ち」を支援する

子どもたちが健全に成長していけるよう、遊びや体験の場づくり、健康づくり、保育環境づくりなどを進めます。

■家庭における「子育て」を支援する

子育て中の家庭の良好な保育環境を保つため、保育サービスの充実、男性の子育て参加、母子の健康づくりなどを進めます。

■児童や家庭を支える地域（教育）力の向上を図る

子どもを地域社会が見守り、子育て中の家庭を支援していくため、子どもにやさしいまちづくりの推進、経済的な安定の確保を図ります。

○基本施策

1 子ども

- (1) 子どもの権利の尊重
- (2) 遊びと体験
- (3) 健康
- (4) 保育環境
- (5) 学齢期の環境整備

2 家庭

- (1) 子育て家庭支援
- (2) 家庭教育
- (3) 男女共同参画による子育て
- (4) 多様な保育サービス
- (5) 母子保健

3 地域

- (1) 両立を支援する就労環境
- (2) 地域教育力の育成
- (3) 育児を支えるまちづくり

長瀬町次世代育成支援行動計画【後期計画】は、町のホームページでも閲覧できます。計画についてご意見・ご質問がありましたら、文書などでお知らせください。

また、ご希望の方には、計画を配布しますので、お知らせください。

●問合せ●

健康福祉課福祉担当

☎ 66・3111 内線133 FAX 66・3564

E-mail kenkou@town.nagatoro.saitama.jp



長瀬町次世代育成支援行

町では、平成22年度から5年間の子育て支援施策の実施目標を掲げたその概要をお知らせします。

長瀬町次世代育成支援行動計画とは？

次世代育成支援行動計画とは、急速な少子化の進行などを踏まえて、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備を図るために制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、地方公共団体に計画の策定が義務付けられた計画です。

なぜ？長瀬町次世代育成支援行動計画が必要なのでしょうか？

○少子化の進行が止まらず対応が求められています！

合計特殊出生率の推移では、近年では町、県ともに上昇傾向に転じていますが、人口を維持するのに必要な合計特殊出生率2.08を大幅に下回っています。

○前期計画の実績

後期計画策定にあたって、前期計画に盛り込まれている施策の推進状況です。

サ ー ビ ス	平 成 2 0 年 度 実 績
実施しているサービス	通常保育（2か所）、延長保育（1か所）、放課後児童クラブ（2か所）、一時保育（2か所）、保健事業（乳児健診・母子手帳交付・両親学級・すくすく相談・ひよこクラブ・おひさま教室）
実施を検討しているサービス	夜間保育、休日保育、乳幼児健康支援一時預かり（病後児保育）、ファミリーサポートセンター事業、つどいの広場事業、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）、特定保育事業

○後期行動計画に係わる課題

結婚や出産をためらったり、子どもを持ちたくても持てなかったりしている背景には、いったいどんな課題があるのでしょうか。町の統計資料や子育て中の家庭に対して行った平成21年1月の二一歳調査などから、様々な問題点や要望が浮かび上がってきました。



平成21年度

下半期の財政事情を公表します

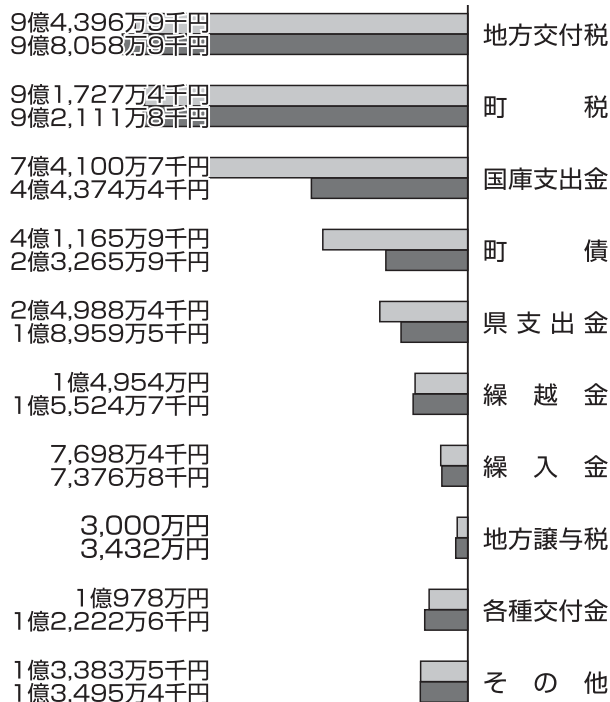
町では、町民の皆さんから納めていただいた税金などがどのくらい入り、どのように使ったかを知っていただくため、毎年財政事情を公表しています。今回は、平成21年度下半期（平成21年10月1日～22年3月31日）の財政事情についてお知らせします。

住民サービスの向上を図るため、効率的な行財政運営に努めてまいりますので、引き続き、町政へのご協力をお願いいたします。

一般会計執行状況

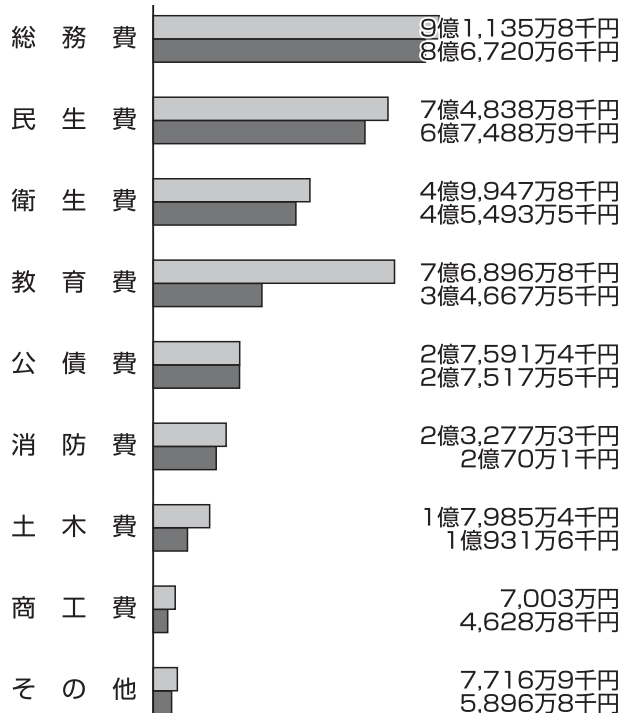
歳入

予算額 37億6,393万2千円 収入率
収入済額 32億8,822万円 (87.4%)



歳出

予算額 37億6,393万2千円 執行率
支出済額 30億3,415万3千円 (80.6%)



上段：予算額 下段：収入済額・支出済額

財産と基金の状況

平成22年3月31日現在

区分	現在高
土地	147,699㎡
家屋	34,201㎡
土地開発基金	3,705万円
減債基金	1,634万3千円
財政調整基金	3億6,753万9千円
地域福祉基金	191万8千円
町立学校図書購入基金	170万円
ふるさと長瀬応援基金	46万円

特別会計の状況

単位：千円、%

会計名	予算額	歳入		歳出	
		収入済額	収入率	支出済額	執行率
国民健康保険	936,436	860,894	91.9	873,015	93.2
老人保健	3,589	3,566	99.4	254	7.1
介護保険	575,207	553,918	96.3	501,840	87.2
後期高齢者医療	85,422	85,503	100.1	80,831	94.6

※今回の執行状況は、平成22年3月31日現在のもので、出納整理期間（平成22年4月1日～5月31日）に執行される収入や支出があるため、決算額とは異なります。最終的なまとめは、9月の決算で明らかになります。

町債の状況

単位：千円

事業債名	主な事業	未償還元金	未償還利子
総務債	庁舎、コミュニティ集会所など	216,347	38,118
民生債	放課後児童クラブ	3,440	77
農林産業債	農道、林道など	65,869	2,204
商工債	観光用公衆トイレなど	37,600	929
土木債	道路、町営住宅など	678,945	45,235
消防債	防火水槽、コミュニティ消防センターなど	4,958	153
教育債	中学校舎改修、柔道場など	116,157	7,575
災害復旧債	町道の災害復旧	2,002	57
減税補てん債		165,082	11,782
臨時税収補てん債		25,894	2,256
臨時財政対策債		1,406,426	159,851
合 計		2,722,720	268,237

※減税補てん債、臨時税収補てん債、臨時財政対策債の元利償還金はその全額が、また消防債や災害復旧債などはその一部が普通地方交付税（基準財政需要額）に算入されますが、それらの町債残高に占める割合は約70%になります。

問合せ

総務課企画財政担当 ☎66・3111 内線221

固定資産の現況調査を行っています

固定資産税課税のため、現況調査を行っています。必要に応じて立ち入り調査をさせていただき、土地の利用状況や家屋の建築年などをお聞きする場合がありますので、調査にご協力をお願いします。

また、調査員は町が発行する『固定資産評価補助員証』を携帯していますので、ご確認ください。

なお、法務局で登記された場合を除き、次に該当する方は、税務課へご連絡をお願いします。

【土地】

- 現在、課税されている地目が現況と異なる場合
- 農地を農地以外の用途で利用している場合
- 住宅用地を住宅用地以外の用途で利用している場合
- 住宅用地の上にある家屋に変更があった場合（家屋の種類、構造、用途、床面積、居住部分の割合、戸数など）

【家屋】

- 登記していない家屋を取り壊したときや、所有者を変更したとき
- 家屋を新築・増改築された方で、家屋調査の終わっていない方

問合せ 税務課資産税担当 ☎66・3111 内線113

町長・議長・教育長の交際費を公開します【平成21年4月～22年3月分】

行政の透明性を高め、情報を町民の皆さんと共有し、開かれた信頼される町政を実現するため、町長・議長・教育長の交際費を公開します。

(単位：円)

項 目	町 長		議 長		教 育 長	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
祝 い 金	55	298,000	4	18,000	1	3,000
香 料					3	15,000
供 花 ・ 花 輪					1	5,000
会 費	14	52,000	16	71,000		
協 賛 金	2	6,000				
そ の 他	8	53,000			1	2,320
合 計	79	409,000	20	89,000	6	25,320

問合せ 総務課庶務担当・議会事務局・教育委員会 ☎66・3111 内線163、402、304

平成21年度 情報公開制度・個人情報保護制度 実施状況を公表します

●情報公開請求の状況

区分		公文書の名称・内容	決定内容	実施機関 (担当課)	開示方法	決定日
申出	開示					
○		河川占用許可に関する文書（県が町に出した荒川の親鼻橋から下流部分の河川占用に関するもの）	部分開示	町長 (地域整備観光課)	郵送による 写しの交付	平成21年 6月21日
	○	特定施設設置届出（騒音規制法第6条第1項の規定により、提出されたもの）	部分開示	町長 (地域整備観光課)	窓口での 写しの交付	平成21年 9月 8日
	○	平成21年度国民健康保険診療報酬明細書点検業務委託契約書	部分開示	町長 (町民福祉課)	郵送による 写しの交付	平成22年 1月 7日

●個人情報保護制度における開示などの請求状況

開示などの請求は、ありませんでした。

問合せ 総務課庶務担当 ☎66・3111 内線214

新入学児童へ道具袋の贈呈

町民生・児童委員協議会が、今年度入学する児童へ道具袋を贈呈するため、各小学校を訪問しました。この道具袋は、同協議会の女性委員が新入学児童の健全な育成の手助けになればと考え、手作りで作成したものです。【4月7日】



地球のステージ

「地球のステージ」が中央公民館で開催されました。NPO法人地球のステージ代表理事の桑山紀彦氏が戦場や被災地へ赴き、医療活動を行いながら撮った映像に合わせて、自ら作った曲を聡明な声で弾き語りをし、参加した方の心を揺らしました。



【3月24日】

旧新井家住宅竹林で茶会

今年で6回目となる、毎年4月第2日曜日恒例茶会(表千家)が勝地の会後援により行われました。

今年も約120名の方においでいただき、桜満開の中で、おいしいお菓子とお抹茶一服で春を満喫されました。【4月11日】



平成22年度 区長さんを紹介します

町民の皆さんと行政とのパイプ役としてご尽力いただく、区長さんを紹介します。

1年間よろしくお願いします。



○区長会 会長・副会長 (敬称略)

役職	氏名(行政区名)
会長	外池秀彦(上長瀬区)
	板谷定美(原区)
副会長	雨宮勝(岩田区)
	福田暉幸(辻区)

行政区名	区長名
上長瀬区	外池秀彦
長瀬上区	根岸幸男
大木小路区	五十嵐もと元
長瀬区	しばさき昭春
長瀬宝登山区	平沼 旻
五区	の野口 清
下山区	ふくしま 紀志
上宿中宿区	いの井 上 弘
根岸石原区	きか坂 上 完二

行政区名	区長名
下宿区	堀口 好久
原区	板谷 定美
高砂団地区	しも田 すみ子
上袋区	たかだ あいぞう
下袋区	高田 愛三
中野上区	福島 いわお
中野下区	もちだ たけお
杉郷区	おおさわ いさお
辻区	大沢 勲
宮沢区	ふくだ てる幸
	みやざわ おさむ修

行政区名	区長名
滝の上区	飯嶋 辰吉
小坂区	染野 巨志
矢那瀬上郷区	須賀 つとむ
矢那瀬下郷区	いそだ たけお
岩田区	あめ雨宮 勝
井戸下郷区	たか橋 へい八
井戸中郷区	千葉 みえ子
井戸上郷区	なか山 しげる
風布区	おおの すすけ 嗣

子ども手当の現況届の提出

子ども手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。

この届は、子ども手当を引き続き受ける要件があるかを確認する大切なものです。

なお、現況届の提出がないと、6月以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

手続き方法

手続きが必要な方には、6月上旬に現況届を送付しますので、必要書類を添付し提出してください。

現況届に必要な添付書類

健康保険証などの写し（申請者が厚生年金などの加入者である場合）

※このほか、必要に応じて提出していただく書類があります。

問合せ 健康福祉課福祉担当 ☎66・3111 内線132・133



自主防災・防犯組織の役割

近年、大地震や風水害などの災害が多発しています。そのような災害に備え、町では、各行政区に、日ごろから災害を予想し迅速に対応できるように、役割分担などを明確にした、自主防災組織を結成していただいています。

阪神淡路大震災では、救出された人々の約8割は、ご近所の方などの協力によって助け出されましたように、大規模な災害時に減災を効果的かつ速やかに実施するためには、初期消火・被害者の救出・救護・避難などの防火活動を行うことが不可欠です。

自主防災組織は、大きな災害が発生したとき、消防・警察・自衛隊などによる消火・救助活動の前に、「自分たちの地域と自らの命は、自分たちで守る」ために、出火の防止、初期消火、災害情報の収集伝達、避難、誘導、被害者の救出救護、応急手当、給食給水の実施など、地域単位の自主的防災活動をいう重要な役割を担っていただくものです。

また、侵入窃盗などの身近な犯罪が依然として発生しているほか、振り込め詐欺などの悪質な犯罪が発生しています。

犯罪の発生に歯止めをかけるためには、地域の方の連帯で、防犯活動を行っていただくことが必要であり、併せて、自主防犯組織を結成していただいています。

地震・大雨・土砂崩れなどの災害による被害の軽減及び犯罪の予防のために、ご協力をお願いします。

問合せ 総務課自治振興担当 ☎66・3111 内線212

「8020よい歯のコンクール」 参加者募集

「8020よい歯のコンクール」が秩父都市歯科医師会により行われます。

コンクール当日出席可能な参加者を募集します。

自薦、他薦は問いませんので、皆さんの応募をお待ちしています。

日 時：6月27日（日）午前10時

場 所：秩父保健センター

対 象：8020よい歯のコンクール

80歳以上（平成22年10月1日現在）で、町内に在住し、自分の歯が20本以上あり、当表彰を受けていない方

申 込 み：6月23日（木）までに担当窓口へ直接、又は電話でお申し込みください。

問合せ 健康福祉課健康担当 ☎66・3111 内線134

第三者に住民票などを交付 した場合の通知制度が 始まります

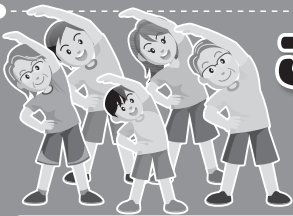
6月1日から、通知制度に登録した方の住民票の写し（本籍入り）などを第三者に交付した場合に、登録した方に対して、交付した証明書の種類や通数などを通知する制度を始めます。

登録できる方は、町に住民登録してある方や本籍のある方などです。

登録申請手続は町民課住民担当で行います。

※本人確認書類として、写真付住基カード、旅券又は運転免許証をお持ちください。

問合せ 町民課住民担当 ☎66・3111 内線123・126



こちら 健康コーナー です

問合せ 健康福祉課健康担当 ☎ 66・3111 内線134、135

歯の健康について（毎年6月4日から10日までは、歯の衛生週間です。）

厚生労働省の調査に、歯を失う原因は、むし歯が約5割、歯周病が約4割という結果がありますが、むし歯も歯周病も適切な手入れで予防できる疾患です。

むし歯と歯周病の直接の原因は、歯垢（プラーク：歯のまわりにつく白いカスで、細菌のかたまり）です。予防の第一歩は、毎日の歯みがきで、きちんと歯垢を取り除くことです。

★正しい歯みがきのポイント★

- ◎ 全体的に何となく磨くのではなく、1本1本、確実に磨く。
- ◎ 歯ブラシの毛先部分を歯、又は歯と歯肉の境目に直角（90度）に軽くあてる。
- ◎ 力を入れすぎず、小刻みに、軽く振動させるように磨く。
（力を入れて磨くと歯ブラシの先が開いてしまい逆にきちんと磨けません。）
- ◎ 横だけでなく上下左右、ぐるぐる回すように磨く。
- ◎ 毛先が開いた歯ブラシでは、歯磨きの効果が激減するので早めに交換する。

※歯みがき後は、鏡で磨き残しや歯ぐきの腫れはないかなど、チェックする習慣をつけるとよいでしょう。



歯垢が唾液中のカルシウム分で少しずつ固まったものが歯石です。歯石は細菌のすみかとなりやすく、歯ぐきを刺激して炎症を悪化させます。歯石は、歯ブラシでは落とせません。

痛みや腫れなどの自覚症状が出たときに受診するのではなく、3か月から半年に1回（ご本人の状態により異なります）、定期的に歯科医院で歯石を取ってもらいましょう。

また、むし歯と歯周病を予防するためには、バランスのとれた規則正しい食事也很重要です。特に、間食や糖分を含んだ飲み物を摂ることは歯垢を作りやすくしますので気をつけましょう。そのほか、喫煙は歯周病の発症・進行を早めます。禁煙・減煙に努力しましょう。

保健センターの改修工事のお知らせ

5月中旬から11月中旬の予定で工事を行います。会場が変更になる場合がございます。ご迷惑をおかけしますが、広報などでお知らせしますので、ご確認ください。

福祉 だより

難病患者等への交通費補助

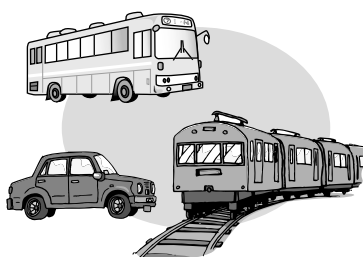
難病等で治療のため、町外へ通院している方に、交通費の補助を行っています。

●対象者

- ・厚生労働省指定特定疾患患者
- ・小児慢性特定疾患及び人工透析を行う慢性腎不全の患者

●支給額

患者及び介護者が最も経済的な通常経路により通院し、鉄道、バスを利用した実費額の8割、又は自家用自動車を利用した場合は、1kmあたり10円を支給します。



●申請方法

所定の申請書を健康福祉課で受け取り、必要事項を記入し申請してください。内容審査後、支給します。

更生相談

身体障害者の更生援護にあたり専門的な知識・技術を必要とする相談及び指導を実施しています。補装具の処方及び適合判定、施設入所の判定、その他医療相談を無料で受診できます。

受診したい方は予約が必要

●肢体（手足・体）の障害の相談
とき 8月19日（木）
場所 秩父市福祉女性会館

問合せ

健康福祉課
福祉担当
☎ 66・3111
内線132、133
FAX 66・3564

募 集

◆高齢者向け 消費者問題出前講座

日 時 6月30日(水)
午後2時～3時
場 所 役場3階大会議室
内 容 (社)全国消費生活相談員協会相談員を講師に招き、高齢者が被害に遭いやすい消費者問題への対処方法などを講演します。
高齢者だけでなく、ご家族やヘルパーなど支援者の方も対象とした講演となります。

参加費 無料
主 催 町民生・児童委員協議会
申込み・問合せ 健康福祉課福祉担当
☎66・3111 内線133

◆スポーツ少年団新団員

町スポーツ少年団では、新団員を募集します。対象は、小学生から高校生です。(高校生は、一部の団体のみ)
入団希望の方は、次の団体代表者へ連絡をお願いします。
・長瀬ジャイアンツスポーツ少年団(野球)
小島 博明 ☎66・1110
・長瀬町空手道スポーツ少年団(空手)
平 和也 ☎66・0110

・修心館剣道スポーツ少年団(剣道)
大澤 謙一 ☎66・3279
・FC長瀬スポーツ少年団(サッカー)
四方田 美徳 ☎66・2790
・長瀬JVCスポーツ少年団(バレーボール)
平沼 晃 ☎66・0319
・長瀬ミニバスケットボールクラブスポーツ少年団(ミニバスケットボール)
櫻井 徹 ☎66・1144
・長瀬スターズソフトボールスポーツ少年団(ソフトボール)
大野 智弘 ☎66・3194
問合せ 中央公民館内生涯学習担当
☎66・1800

お知らせ

◆土地の立ち入り調査にご協力ください

道路台帳は、「道路の戸籍簿」とも言うべき大切なもので、毎年、道路工事が終わると修正しなければなりません。
今年度も6月から3月まで委託業者が測量に入ります。作業を行う際、貴所有の土地に入ったり、障害となる樹木の枝などを切ったりする場合があります。かもしれませんが、ご協力をお願いします。
問合せ 地域整備観光課土木建設担当
☎66・3111 内線243

◆水道週間

毎年6月1日から7日までは、全国水道週間です。
私たちが、健康で文化的な生活を送るために、欠かすことのできない水道。この機会に、水道の大切さをもう一度考えてみましょう。

スローガン
「水道に 寄せる信頼 飲む安心」
問合せ 皆野・長瀬上下水道組合
☎62・0554

◆「子どもの人権110番」

子どもをめぐるさまざまな人権問題への取り組みとして、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を設け、一人でも多くの子どもたちから専用相談電話による相談を受付けます。

日 時 6月28日(月)～7月4日(日)
午前8時30分～午後7時
7月3日(土)、4日(日)
午前10時～午後5時
電話番号 0120・007・110
(IP電話からは接続できません。)

相談担当者・法務局職員
・県人権擁護委員連合会子ども人権擁護委員会委員

問合せ さいたま地方法務局
人権擁護課
☎048・863・9589



掲

示

板

野外焼却(野焼き)は 禁止されています

家庭から出たゴミ、会社から出たゴミなどゴミの種類にかかわらず、野外での焼却は法律で禁止されています。

野外焼却は、煙・悪臭による近所迷惑、ダイオキシン汚染をはじめとする大気汚染の原因になります。

廃棄物処理法で「不法焼却」は、「不法投棄」と同様に重く罰せられますので、生活環境に配慮して他人に迷惑をかけないようにしましょう。

犬の飼い主の皆さんへ

最近、散歩中のフン処理に対する苦情が多くなっています。

飼い主にとっては大切なペットでも、飼い方次第では周りの方に迷惑をかける可能性があります。周りの方に迷惑がかからないようマナーを守って大切に飼いましょう。

- 犬の散歩のときは、首輪を必ずつけ、フンは責任を持って処理しましょう。
- 犬の放し飼いは、人にかみついたり、フンで道路やよその家の庭などを汚したり多くの方に迷惑がかかりますので、絶対にやめましょう。
- 犬の飼い主には登録義務がありますので、登録されていない犬は登録をしてください。また、飼い犬が亡くなったとき、所在地などが変わったときは届出をしてください。
- 毎年1回の狂犬病予防注射を受けてください。まだ、受けていない飼い犬については、近くの動物病院で受けてください。

問合せ 町民課環境衛生担当 ☎66・3111 内線129

給付年金コーナー

非自発的失業者に対する国民健康保険税が軽減されます

平成22年4月1日より、下記の要件全てを満たす方（以下、特例対象被保険者等）は、失業時（離職日の翌日）からその翌年度末までの算定に用いる前年給与所得を30%にして国民健康保険税を計算します。

また、高額療養費などの所得区分判定も同様に給与所得を30%にして判定します。

※離職日が平成21年3月31日～平成22年3月30日の方も対象となります。

（平成22年度分のみが軽減となります。）

※同世帯に属するそのほかの被保険者につきましては、通常通りの所得で算定します。

※この軽減を受けている期間に会社の健康保険に加入するなどして国民健康保険を抜けると、その時点で終了となります。

要件

- ・ 離職時点で65歳未満であること。
- ・ 離職年月日が平成21年3月31日以降であること。
- ・ 雇用保険の特定受給資格者又は特定理由離職者であること。
（離職理由コード11、12、21～23、31～34）
- ・ この軽減を受けるための申告を済ませていること。

【雇用保険受給資格者証イメージ（平成22年2月22日以降交付分）】

（第1面）

このような表示がある場合は対象になりません。

雇用保険受給資格者証

特または高

理由コードが11、12、21～23、31～34のいずれかであること

平成21年3月31日以降の日付であること

1. 支 給 番 号	2. 氏 名		
3. 被 保 険 者 番 号	4. 性 別	5. 離 職 時 年 齢	6. 生 年 月 日
7. 求 職 番 号		8. 住 所 又 は 電 話	
9. 支 払 方 法（金融機関コード・記号）			
10. 受 給 取 得 年 月 日	11. 離 職 年 月 日	12. 離 職 理 由	
13. 50歳到達時賃金日額	14. 離 職 時 賃 金 日 額		
15. 求 職 申 込 年 月 日	16. 認 定 日	17. 受 給 期 間 満 了 年 月 日	
18. 基 本 手 当 日 額	19. 所 定 給 付 日 数		
20. 特 殊 表 示（災害時、一時、巡相、市町村）			

この軽減を受けるためには、雇用保険受給資格者証、印鑑を持参の上、特例対象被保険者等である旨を申告する必要があります。

なお、雇用保険受給資格者証がない場合は申告受付ができませんのでご注意ください。

問合せ・申告受付場所

町民課給付担当

☎66・3111

内線123

◆ 今月の介護保険料 ◆

■特別徴収（平成22年度第2期）※今月支給される年金から天引きされます。

■6月からの特別徴収（年金天引き）開始

平成21年度の介護保険料を納付書や口座振替で納付していただいた方のうち、平成22年度の介護保険料を6月の年金から特別徴収へ切り替えて納付していただく方に、平成22年度介護保険料特別徴収（年金天引き）開始のお知らせを送付します。

問合せ 健康福祉課介護保険担当 ☎66・3111 内線124

国民年金の加入手続きはお済みですか

日本に住む20歳以上60歳未満の方は、国民年金に必ず加入します

国民年金は、老齢・障害・死亡などの事態に、基礎的な生活の保障をするため、すべての方に共通の基礎年金を支給する制度です。

厚生年金や共済組合の加入期間がある方には、それぞれの加入期間分の年金が基礎年金に上乗せして支給されます。

		厚生年金	共済組合	← 上乗せの部分
第1号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者		← 基礎年金 (国民年金)

公的年金の加入者は3種類

・第1号被保険者

自営業、学生、フリーアルバイトなどで、第2号被保険者や第3号被保険者に該当しない方

加入手続き(住所変更) 町民課窓口

保険料 月額15,100円

納付方法 ①納付書で金融機関やコンビニエンスストアで納める
②口座振替で納める
③クレジットカードで納める
④インターネット等で納める(電子納付)

・第2号被保険者

厚生年金、共済組合の加入者(会社員、公務員)

加入手続き(住所変更) 勤務先

保険料 給与から天引きされます。

・第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者

加入手続き(住所変更) 配偶者の勤務先

保険料 配偶者の加入する厚生年金等の制度全体が負担しますので、個別に納める必要はありません。



問合せ 秩父年金事務所(埼玉国民年金電話相談センター) ☎27・6559

おくやみ申し上げます

— 4月中の届出 —

氏名(敬称略)	行政区
すみや 住谷 次郎	下山区
なかうね 中畝 昭子	上袋区
やまぐち 山口 ラク子	杉郷区
もちだ 持田 秀夫	宮沢区

※ご家族の同意をいただいた方のみ掲載しています。
(書類は、届出の際にお渡ししています。)

岩畳作品抄

長瀬町俳句会・四月例会

畑にいて落味噌届き夕餉かな
本野上 飯島とり子
帰る日となりて淋しき四月馬鹿
本野上 浅見ハルエ
目覚めると五月の朝の良き春
本野上 浅見美代子
青もみじ風と語らいうなずきぬ
本野上 山田いく代
木藤咲く桜の山を登りけり
長瀬 大森 貞子
桜吹雪威風堂々大手門
本野上 稲澤智世子
海青し琉球衣装風光る
野上下郷 山本 令子
はるばると来し弘前よ花未だ
井戸 常木 周三
棹さして水面の桜乱しけり
井戸 青木 光子
過ぎた酒悔いることなし花馬酔木
井戸 中村 金石

みちのくの咲かぬ桜を訪れり
岩田 野村 静夫
四方のみち何処のみちも桜花
本野上 若林 満義
竹の秋水豊かなる山の寺
長瀬 五十嵐元克
尖り武甲横縞模様は別れ雪
岩田 野村 若太
一般投稿
竹林に春の陽揺るる野点かな
長瀬 大前 英俊
還暦は第二の人生自分流
長瀬 川辺みどり
うずくまり桜の花びら傘や手に
長瀬 麻柄みさ子
菜の花の咲く道歩けばおぼろ月
本野上 近藤 紀代
草の実の偉力に謝しぬ病みし今
野上下郷 林 常盤子
樹液飲み草食みタモイ九十二
矢那瀬 中西 善作
息子より花をもらいて良き日なり
長瀬 戸田ミチ子

人のうごき

平成22年5月1日現在(前月比)

4月中の届出

人口	8,027人(-19)	転入	18人
男	3,923人(-8)	転出	30人
女	4,104人(-11)	出生	7人(男2人・女5人)
世帯数	2,870戸(-4)	死亡	14人(男8人・女6人)

子育て支援事業を ご紹介します



町では、子育てを応援するために子育て支援事業を実施しています。これは、子育て中の保護者の方が、「長瀬町に住んで良かった」「安心して子育てができる」と感じてもらえるよう、子育てを積極的に応援します。そこで、健康福祉課福祉担当で実施している各種事業をご紹介します。

◎子育て支援金

乳幼児の健全育成や子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、出生時に「子育て支援金」として保護者に20,000円を支給します。

◎絵本支給事業（ブックスタート事業）

親子のふれあいの機会を増やし、子どもの豊かな情操を育むために、出生時に絵本を2冊支給します。

◎子育て支援センター事業

町世代間交流センター「ひのくち館」で、子育て支援センター事業を実施しています。参加を希望する方は福祉担当まで電話で申し込んでください。

リズム遊び 「ぴよんぴよん組」	第1火曜日 午前10時～11時30分	「ぴよんぴよん組」は2、3歳児が対象。 音楽に合わせて親子で体を動かします。
リズム遊び 「ぴよびよ組」	第4火曜日 午前10時～11時30分	「ぴよびよ組」は0、1歳児が対象。 音楽に合わせて親子で体を動かします。
ママのコーヒータ임	第2木曜日 午前10時～11時30分	歌や手遊びの後はママの自由なお話タイム。子ども達はおもちゃで遊びます。
絵本読み聞かせ 「ママ よんで」	第3火曜日 午前10時～11時30分	朗読ボランティア「せせらぎ」さんをお願いし、絵本を読んでもらいます。
もぐもぐタイム	第3木曜日 午前10時～11時30分	講師の指導のもと、お母さん達はお菓子作りをします。（先着6組、材料代徴収）
おたんじょう会	6,9,12,3月随時	満1歳のおたんじょう会を開きます。 こちらから招待状を送ります。

問合せ 健康福祉課福祉担当 ☎66・3111 内線133



休日急患当番医表

と き	当 番 医	所在地	電話番号
6月6日	医師会休日診療所（内・小） 荒船医院（内・外） 秩父病院	熊 木 町 横 瀬 町 宮 側 町	☎23-8561 ☎24-0160 ☎22-3022
6月13日	医師会休日診療所（内・小） 大谷津医院（内・小） 秩父市立病院	熊 木 町 阿 保 町 桜 木 町	☎23-8561 ☎22-6329 ☎23-0611
6月20日	医師会休日診療所（内・小） 伊古田小児科医院（小） 秩父市立病院	熊 木 町 皆 野 町 桜 木 町	☎23-8561 ☎62-4585 ☎23-0611
6月27日	医師会休日診療所（内・小） 秩父生協病院（内・小）※小児科は午前中のみ 秩父病院	熊 木 町 阿 保 町 宮 側 町	☎23-8561 ☎23-1300 ☎22-3022

※医師会休日診療所の診療時間は午前10時から午後5時までです。
※診療時間は午前9時から午後6時までです。その後はお電話ください。
※平日、休日の救急医療体制については秩父郡市医師会ホームページでもご確認ください。
※医療機関の都合で変更になることがあります。
秩父消防署長瀬分署 ☎69・0119でご確認ください。

税務課・町民課窓口

●窓口業務延長日 夜7時まで時間延長
6月4日・18日、7月2日(金)

●日曜開庁日 午前9時～午後5時
6月27日(日)

◆税務関係諸証明の交付 ◆納税 ◆住民票の交付
◆戸籍謄本・抄本の交付 ◆印鑑登録、印鑑証明書の交付
※住基ネットを利用した住民票の広域交付はできません。

6月の納税

●町県民税（第1期分）

納期限は6月30日（水）です。口座振替の場合は6月28日（月）が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。



この印刷物は再生紙と環境にやさしい「大豆インキ」を使用しています。